

議案第20号

新座市都市公園条例及び新座市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

(新座市都市公園条例の一部改正)

第1条 新座市都市公園条例(昭和52年新座市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用料の還付) 第26条 [略]	(使用料の還付) 第26条 [略]
<u>(利用料金)</u> 第27条 第24条の規定にかかわらず、第9条の規定により指定管理者に総合運動公園及び栄緑道の管理を行わせる場合における当該総合運動公園及び栄緑道に係る利用の許可を受けた者は、利用の許可の際にその利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。	
2 <u>利用料金は、第24条の使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u>	
3 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u>	
4 <u>前2条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第25条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、前条中「市長が」とあるのは「指定管理者は、市長が」と読み替えるものとする。</u>	
(公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第28条 [略]	(公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第27条 [略]
(委任) 第29条 [略]	(委任) 第28条 [略]

(新座市スポーツ施設条例の一部改正)

第2条 新座市スポーツ施設条例(平成5年新座市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の還付) 第15条 [略]</p> <p><u>(利用料金)</u> 第16条 第13条の規定にかかわらず、第2条第2項の規定により指定管理者にスポーツ施設の管理を行わせる場合における当該スポーツ施設に係る利用権利者は、利用の許可の際にその利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 <u>利用料金は、第13条の使用料の額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>4 <u>前2条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第14条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、前条中「市長が」とあるのは「指定管理者は、市長が」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任) 第17条 [略]</p>	<p>(使用料の還付) 第15条 [略]</p> <p>(委任) 第16条 [略]</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

指定管理者に総合運動公園及び栄緑道並びにスポーツ施設の管理を行わせる場合において、利用料金を指定管理者の収入としたいので、この案を提出するものである。